

世界自動車博物館会議日本大会実行委員会規程

令和 3 年 6 月 2 日 制 定

令和 5 年 7 月 6 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、2024 年世界自動車博物館会議日本大会（以下「大会」という。）を実施するため全国科学博物館協議会内に設置する世界自動車博物館会議日本大会実行委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等について定める。

(構成)

第 2 条 委員会は、別表 1 に掲げる正会員館、国内自動車メーカー及び国内自動車開発関連団体により構成する。

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、別表 1 の正会員館、国内自動車メーカー及び国内自動車開発関連団体から各 1 名を選出する。

(委員長、副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長 1 名、副委員長 1 名以上を置く。

2 委員長は、全国科学博物館協議会理事長が指名する。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

(任期)

第 5 条 委員長、副委員長及び委員の任期は、大会に関する業務が終了するまでとする。

2 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第 6 条 委員会は、大会の円滑な実施を目的として次の事項を審議し決定する。ただし、特に重要な事項及び特別会計の予算、決算については、理事会の議を経て総会に報告することとする。

(1) 大会プログラムの企画

(2) 大会の運営

(3) 大会資料・要旨集の作成

(4) その他、必要な事項

(運営)

第7条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会が発議し、理事会が決定する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、全国科学博物館協議会事務局の協力を得て、トヨタ博物館が実施する。

附 則

この規程は、令和3年6月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月6日から施行する。

別表（第2条関係）

実行委員会構成団体

区分	団体名
正会員館	トヨタ博物館
	トヨタ産業技術記念館
	国立科学博物館
国内自動車メーカー	
国内自動車開発関連団体	